

## 中部国際空港滑走路増設事業の概要等

### 1 計画概要

#### (1) 目的

中部国際空港は、国際拠点空港として2005（平成17）年に常滑市沖合の人工島に開港し、これまで18年間運用してきた。

本事業は、滑走路が1本であることにより生じる空港運営上の喫緊の課題である「完全24時間運用の実現」と「現滑走路の大規模補修」を含めた諸課題に対応していくため、滑走路を新たに設置することを目的とする。

#### (2) 事業者

中部国際空港株式会社（所在地：愛知県常滑市セントレア一丁目1番地）

#### (3) 対象事業実施区域の位置

愛知県常滑市セントレア地内に位置する中部国際空港の空港用地

#### (4) 事業規模

滑走路の長さ 3,290m

### 2 手続根拠法令

環境影響評価法（平成9年法律第81号）

### 3 経緯

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 2022年6月30日 | 配慮書の公告・縦覧（6月30日～7月30日）              |
| 8月30日      | 配慮書についての知事意見の通知                     |
| 2023年1月11日 | 方法書の県への送付<br>方法書の公告・縦覧（1月11日～2月13日） |
| 3月8日       | 方法書に係る住民意見の概要の送付                    |
| 3月16日      | 審査会の開催（諮問）                          |
| 5月12日      | セントレア滑走路増設部会の開催                     |

### 4 今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市長意見等を踏まえ、方法書について環境の保全の見地からの意見を事業者へ通知する。

この知事意見の通知は、事業者から方法書についての住民意見の概要の送付があった日（2023年3月8日）から90日以内（2023年6月6日まで）に行う。

### 5 対象事業実施区域の位置



※国土地理院の電子国土基本図を加工して作成

# 中部国際空港滑走路増設事業に係る環境影響評価の手の続の流れ

